

## 名取市職員のソーシャルメディアの利用に関する指針

Facebook や Twitter などに代表されるいわゆるソーシャルメディアは、今や人々の生活において欠かすことのできない重要な情報手段となっている。名取市の行政活動においても、これらソーシャルメディアを有効に活用することで、市民へ情報を効果的に伝えられるだけでなく、それらを通じ市民からの意見を聴取することが可能であり、市民と行政の相互関係の構築に当たっては重要な手段となることが見込まれる。

一方で、ソーシャルメディアには、匿名性や一方的な記述が可能などの特性から、発信された情報が意図しない問題を引き起こす危険がある。そのため、ソーシャルメディアを使いこなすためには、その利用者がソーシャルメディアの特性や自らに関わる社会的規範などを十分理解することが不可欠である。

以上により、名取市職員（以下「職員」）において、ソーシャルメディアが適切に利用され、その有用性を十分に活用できるよう、職務としての利用（以下「公用」）のみならず、私的な個人の立場で利用（以下「私用」）する際の基本的な考え方や留意点を明らかにする必要がある。そのために、「名取市職員のソーシャルメディアの利用に関する指針」（以下「指針」）を策定する。

### 1. ソーシャルメディアの定義

当指針におけるソーシャルメディアとは、Facebook、Twitter、LINE、ブログ、電子掲示板（BBS）、YouTube、ホームページ等に代表される、インターネットを利用してユーザーが情報を発信し、あるいは相互に情報をやりとりする情報の伝達手段をいう。

### 2. 指針の目的

ソーシャルメディアは有効な情報伝達手段である一方、その情報が不正確であったり、法令や公序良俗に反したり、さらには意図せずして特定又は不特定の人たちの感情を害した場合には、市政に対して想定しない影響を及ぼす場合もあることから、事前にそれらリスクを回避するため、職員が留意すべき事項を明らかにする。

なお、この指針は、ソーシャルメディアの利用を制限するものではなく、ソーシャルメディアの適切利用の促進を目的としている。

### 3. 指針の適用範囲

この指針は、職員としての身分を有する者に対して適用される。

### 4. ソーシャルメディア利用にあたっての基本原則

職員が公用、私用に関わらずソーシャルメディアを利用する場合には、常に職員としての自覚と責任

を持ち、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)をはじめとする関係法令等を遵守しなければならない。

なお、情報の発信(リンクの貼り付けやそれに類する行為を含む)により、他者とのトラブルが発生した場合には、冷静な対応により無用な議論に発展することを避けるとともに、当該職員の所属長に相談するものとする。

## 5. ソーシャルメディア利用にあたっての基本事項

ソーシャルメディアの適切な利用を図るため、職員は公用、私用に関わらず以下の事項を行ってはならない。

- ア 職務専念義務違反又はその疑念を抱かせる情報を発信すること。
- イ 肖像権、著作権等を侵害する情報を発信すること。
- ウ 他を誹謗中傷、差別する情報を発信すること。
- エ 単なる噂や噂を助長させる情報を発信すること。
- オ 非礼・不遜な態度や発言と受け取られるおそれのある情報を発信すること。
- カ 猥褻な内容を含む情報を発信すること。
- キ その他公序良俗に反する一切の情報を発信すること。

また、それぞれの場合において、以下の事項については特に留意しなければならない。

### (1) 公用の場合

- ア 情報を発信するときは、緊急の場合を除き、必ず事前に所属長の許可を得なければならない。

### (2) 私用の場合

- ア 名取市の所有する一切の公用機器を使用して情報を記録し発信してはならない。
- イ 職務に関する情報を発信するときは、必ず個人としての情報発信であることを明確にし、誤解や混乱を招かない正確な表現を心掛けなければならない。
- ウ 職務に関する情報のうち、名取市の施策方針決定の過程にある内容や既定の施策方針に反する内容を含んだ情報は発信してはならない。
- エ 職務に関する情報のうち、一般に公表されていない内部情報で、発信することによりトラブルの発生が懸念される情報は発信してはならない。

## 6. 違反への対応

名取市は、当指針に違反したと疑われる職員を調査することができる。

また、当指針に違反した職員は、関係法令等の規定により秘密漏洩や職務専念義務違反等で懲戒処分(免職、停職、減給、戒告)等の対象となり、その違反により生じた損害等について責任を負わなければならない場合がある。